

## 苫小牧市市制施行 70 周年記念ロゴマーク使用要領

### (趣旨)

第 1 条 この要領は苫小牧市市制施行 70 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (デザイン)

第 2 条 ロゴのデザインは、別に定める仕様のとおりとする。

### (著作権等)

第 3 条 ロゴに関する著作権その他一切の権利は、市に帰属する。

### (対象者等)

第 4 条 ロゴを使用することができるものは、個人、団体又は企業等で、市長の承認を受けたものとする。

2 ロゴは、自己の商品又は景品の本体、包装又は広告物においても使用することができる。

### (条件等)

第 5 条 ロゴの使用の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 苫小牧市市制施行 70 周年を広く P R する目的で使用すること。
- (2) デザインは第 2 条に定めるデザインとすること。
- (3) ロゴを第 2 条に定めるデザインにより、若しくは改変して商標法（昭和 34 年法律第 127 号）の規定による商標登録、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）の規定による意匠登録その他の登録を行い、又は新たな権利の設定をしないこと。
- (4) ロゴの使用の承認によって生じる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は継承しないこと。
- (5) ロゴを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）について、市が作成し、製造し、販売し、又は品質を保証する等市が責任を負うものであると誤認されるおそれがないよう必要な配慮を行うこと。
- (6) 使用物件の使用に当たり、第三者に損害を生じさせないよう必要な配慮を行うこと。

2 ロゴの使用は、無償とする。

### (申込み)

第 6 条 ロゴの使用の申込みは、所定の申込書を市長に提出することによって行うものとする。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該申込みを行ったもの（以下「申込者」という。）の概要が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 前1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申込みをすることを要しない。

- (1) 国又は地方公共団体がその業務の目的で使用する時。
- (2) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）がその授業の課程において使用する時。
- (3) 報道機関が報道の目的で使用する時。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が申込書の提出を要しないと認めるとき。

（使用の承認の決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、ロゴの使用の承認を決定する。

2 市長は、前項の規定によるロゴの使用の承認の決定（以下「使用決定」という。）に際し、必要な条件を付することがある。

3 市長は、使用決定をしたときは、速やかに、所定の通知書（以下「承認通知書」という。）によりその決定の内容及びこれに付した条件を申込者に通知するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴ等の使用の不承認を決定し、その内容を申込者に通知するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の思想、史観または主義主張に偏り、市の中立性を損なうおそれがあるとき。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のために利用されるおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又は信用を害するおそれがあるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長がロゴの使用を不適當と認めるとき。

（使用の期間）

第8条 ロゴの使用期間は、この要領の施行日から平成31年3月31日までとする。ただし、その間に作成又は製造された使用物件の使用、販売等についてはこの限りではない。

（完成見本の提出）

第9条 使用決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該決定に係る使用物件の完成見本を、その使用前に市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって完成見本に代えることができる。

（承認内容の変更等）

第10条 承認通知書に定める条件を変更してロゴを使用しようとするときは、所定の申込書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 ロゴの使用期間に係る条件を変更しようとするときは、当該期間の満了する2週間前までに、前項に規定する申込書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前1項の規定による申込書の提出があった場合は、その適否を審査し、条件の変更の承認又は不承認を決定する。
- 4 前項の規定による決定の内容は、所定の通知書（以下「変更承認等通知書」という。）により当該申込書を提出した者に通知するものとする。

（使用物件の製造の委託）

第11条 使用者は、使用物件の製造を第三者に委託するときは、受託者がこの要領に違反することがないように管理監督する責任を負うものとする。

（類似物件への使用決定）

第12条 市長は、既に使用決定をした使用物件と同一又は類似の物件について、当該使用決定を受けたもの（次項において「既決定者」という。）以外のものから第6条第1項の規定による申込みがあった場合であっても、使用決定をすることがある。

- 2 前項の場合において、既決定者は、当該使用決定に対して異議を述べることができない。

（違反行為の是正）

第13条 市長は、使用者が承認通知書若しくは変更承認等通知書に定める条件又はこの要領に違反すると認めるときは、使用者に対し、その是正を求めることがある。

- 2 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（使用決定の取消し等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用決定を取り消すことがある。

- (1) ロゴの使用の内容が第7条第4項各号に掲げる事項に該当すると認めるとき。
- (2) 虚偽その他不正な方法により使用決定を受けたとき。
- (3) 前条第1項の規定による是正の求めに応じないとき。
- (4) 第9条第1項の規定による完成見本の提出又は第10条第1項の規定による申込書の提出を怠ったとき。

- 2 前項の規定により使用決定を取り消されたもの（以下「決定取消者」という。）は、直ちに、ロゴの使用を中止しなければならない。
- 3 市長は、決定取消者に対し、当該取消しに係る使用物件の回収を求めることがある。
- 4 前項の規定による回収に要する費用は、決定取消者が負担するものとする。

（責任の制限等）

第15条 市はロゴの使用若しくは条件の変更の不承認の決定又は使用決定の取消しが行われた場合において、申込者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。

- 2 市長は、使用者がロゴの使用によって第三者に与えた損害について、その賠償の責めその他法律上の一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、ロゴの使用に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任において、その賠償の責めを負うものとする。

(使用状況の報告)

第 16 条 使用者は、市長が必要と認めた場合には、ロゴの使用状況を報告しなければならない。

(情報公開)

第 17 条 市は、ロゴの活用を促進し、苫小牧市市制施行 70 周年を広く周知する観点から、ロゴの使用決定の状況及び使用例等について情報を公開することができる。

(様式)

第 18 条 この要領で使用する申込書等の様式は別に定める。

(補則)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 5 日から施行する。